

提 起 イ

協定項目 1 1 条例及び規則等の取扱いについて

条例及び規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 月 3 0 日 提 出

富山地域合併協議会
会 長 森 雅 志

条例及び規則等の取扱いについて

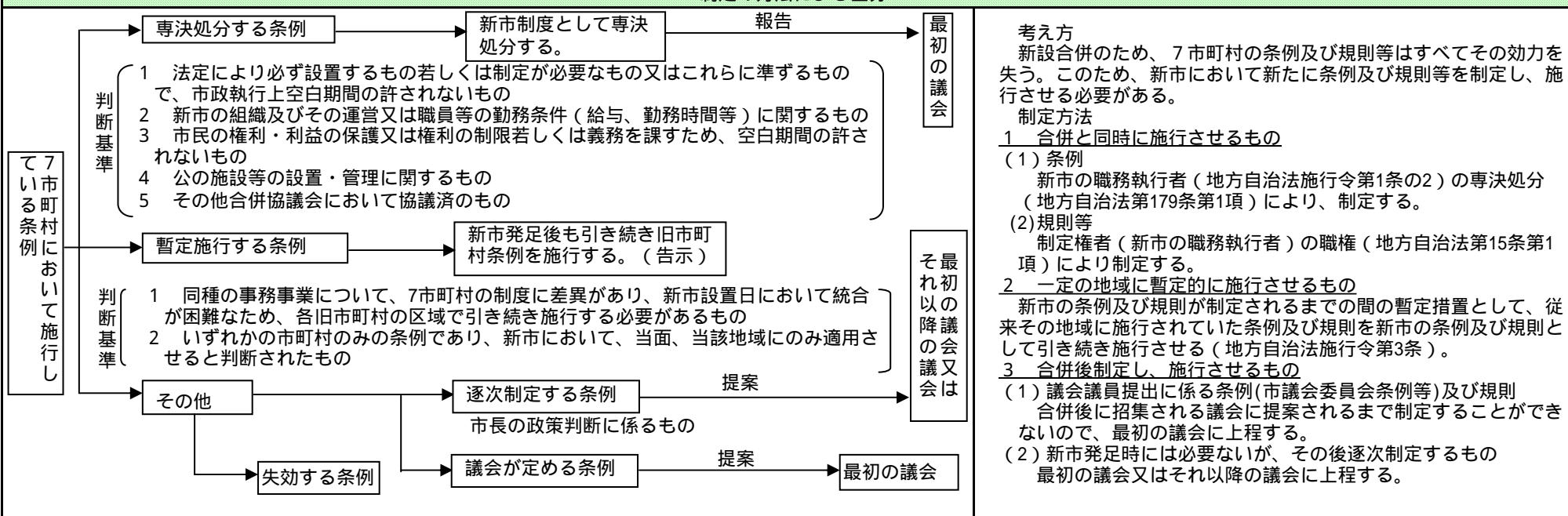
条例及び規則等の取扱いについては、各協議項目の協議結果を踏まえ、次の区分により整備するものとする。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの
- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの
- 3 合併後、逐次制定し、施行させるもの

例規集登載件数

	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村
条 例	269	150	145	161	162	118	112
規 則	279	130	137	133	179	56	96
その他 (規程・規約等)	200	106	131	102	204	39	99
合 計(本)	748	386	413	396	545	213	307

制定の方法による区分



関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号） 抜粋

（条例の制定及び罰則）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 （略）

（規則）

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

2 （略）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） 抜粋

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2～3 （略）

第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。